

1

～より一層の子育て支援、障害者福祉支援を図るために～

平成 20 年 10 月 1 日から桂川町公費医療費支給制度が変わります。

～乳幼児・重度障害者・ひとり親家庭等医療費支給制度～

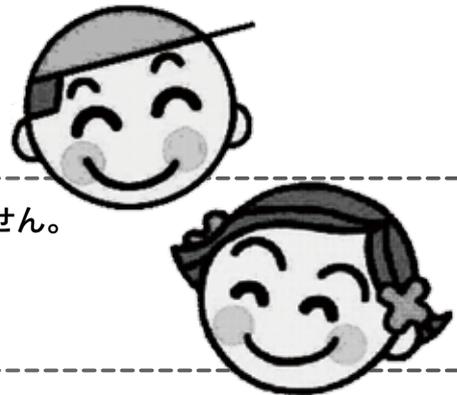


～主な制度内容～

乳幼児医療費支給制度

乳幼児医療支給制度については、現行どおり変更はございません。

- 対象者：小学校就学前までの児童
- 本人負担：無料（入院・通院）



重度障害者医療費支給制度



(旧) 重度心身障害者医療支給制度

- 対象者：身体障害者（身体障害者手帳 1・2 級）、知的障害者（IQ35 以下）
重複障害者（身体障害者手帳 3 級かつ IQ50 以下）
精神障害者（精神障害者保健福祉手帳 1 級 ※精神病床への入院は対象外）
※ 3 歳以上～小学校就学前の児童は乳幼児医療の対象となります。
- 本人負担：無料（入院・通院）

ひとり親家庭等医療費支給制度



(旧) 母子家庭等医療支給制度

- 対象者：母子家庭、父子家庭、父母のない子 ※児童は小学校就学後から 18 歳の年度末まで
※ 3 歳以上～小学校就学前の児童は乳幼児医療の対象となります。
一人暮らしの寡婦の方は平成 22 年 9 月 30 日まで助成対象
(ただし、自己負担額が、1 年毎に引上げとなります。)
- 本人負担：一部負担あり

所得制限等により対象にならない方もおられますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

☆本人負担については、いずれも 1 医療機関ごとにかかる料金です。

☆入院時の食事代・居住費等の本人負担及び医療保険の適用を受けない費用についてはこれまでどおり本人負担になります。

桂川町公費医療費支給制度についてのお問い合わせ先

◆桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係（6 番窓口）☎ 65-1097